

“フラシティいわきへ” まちなか定住促進事業 Q&A

令和4年8月25日改正
いわき市都市計画課

■ 補助対象

Q 1 まちなか居住区域内へ移住する以前、転勤等で複数の市町村を転々としており、本市へ転入する直前の市町村の住民基本台帳に、1年以上の記録がありません。対象になりますか。

A 1 基準日以前の1年以上、市外に居住していたことが証明できれば対象となります。また、移住準備等のため、住宅取得以前に本市へ転入した場合は、本市へ転入前の1年以上、市外で居住していたことを住民票で確認できれば対象となります。ただし、本市へ転入してから住宅取得に係る契約を行うまでの期間は1年未満である必要があります。

Q 2 提出書類について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し及び同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写しとありますが、購入した中古住宅において、確認済証と検査済証が紛失されておりました。対象にはならないのでしょうか。

A 2 建築基準法等の関係法令に適合した住宅であることを証明できれば、対象となります。詳細は担当までご相談ください。

Q 3 市外移住者が、まちなか居住区域内で住宅を取得し、市内在住の親族、配偶者等と同居する場合、補助対象となりますか。

A 3 加算額の対象となります。

Q 4 賃貸住宅への入居は対象になりますか。

A 4 住宅取得ではないので、対象外です。ただし、まちなか居住区域内へ移住することを目的とし、1年以内に住宅取得に係る契約を行い、住宅を取得する方は対象となります。

Q 5 昭和56年以前に建設された木造以外（S造、RC造など）の建物については、耐震診断に係る補助事業は無いと思いますが、これらの建物についても耐震診断を行う必要がありますか。

A 5 良質な住宅ストック形成を通じた地域活性化支援が事業目的ですので、補

助が無くとも耐震診断を実施してください。

Q 6 提出書類に「世帯全員の住民票の写し」や「世帯全員の納税証明書」とありますが、申請者と別世帯の者も含まれますか。

A 6 含まれます。「世帯全員」とは、世帯が同一、別であることは関係なく、申請者と同居する者全員を指します。

Q 7 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故等により、市外に避難していた場合は対象となりますか。

A 7 補助対象住宅を取得し、市外からまちなか居住区域内への住民票の異動が伴えば対象となります。また、届出避難場所証明書で市外へ避難していたことが確認できる場合も対象となります。

Q 8 海外から市内へ転入する場合も対象となりますか。

A 8 住民票の異動が伴えば対象となります。パスポートの写し等により、海外に居住していたことを確認できる書類の提出が必要となります。

Q 9 敷地の一部がまちなか居住区域になっています。区域内に建物を建てれば補助対象になりますか。

A 9 建物だけではなく、敷地（確認申請で設定した敷地）の全てがまちなか居住区域内に位置していることが必要となります。